

三年 五年

に、
「
動産競売開始許可決定の原本
十年
」を

される特定ソフトウェアに係
る競争の促進に関する法律第
四十条第一項の規定による裁
判の原本
十年
動産競売開始許可決定の原本
十年

に改める。

附 則

この規程は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和

六年法律第五十八号)の施行の日(令和七年十二月十八日)から施行する。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

理由

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等保存規程(昭和三十九年最高裁判所規程第八号)

新

旧

別表第一(第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間)	
事件の種類	記録の保存期間
一〇二七(略)	(略)
二十八(略)	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の申立て</p> <p>五年</p> <p>スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の申立て</p> <p>五年</p> <p>その他</p> <p>三年</p>
	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の原本</p> <p>十年</p> <p>スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の原本</p> <p>十年</p> <p>動産競売開始許可決定の原本</p> <p>十年</p>
二十九(略)	(略)

別表第一(第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間)	
事件の種類	記録の保存期間
一〇二七(略)	(略)
二十八(略)	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の申立て</p> <p>五年</p> <p>その他</p> <p>三年</p>
	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の原本</p> <p>十年</p> <p>動産競売開始許可決定の原本</p> <p>十年</p>
二十九(略)	(略)